

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	6	2	6	1	(1)					設計業務	設計業務の中に開発行為についての記載が特にございませんが、どの様にお考えかご教示ください。	都市計画法第29条第1項第3号に規定する開発許可を要しない政令で定める公益上必要な建築物の内、都市計画法施行令第21条第3号に規定されている都市公園法第2条第2項の公園施設である建築物は、開発許可の適用除外としています。 ただし、詳細については、設計段階において、本市都市計画課宅地グループに確認を行ってください。
2	6	2	6	1	(2)	オ				近隣対策	具体的な近隣対策の範囲(ex.計画地からの距離等)をご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
3	6	2	7							提案施設	「事業予定地の法的規制条件や本事業の目的との整合性、公共施設としての本市の関連施策との整合性、運営及び維持管理の実現性の観点から実施の可否及び実施可能な範囲について制約がある場合があるため、提案施設について提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議を行うものとする。」とありますが、提案施設の可否判断により提案作成のスケジュールに大きく影響されるものと推察されます。事前協議に必要な情報及び貴市の可否判断に要するおおよその期間を示していただくことは可能でしょうか。 また、「例:飲食施設、売店施設、物販施設等の市民の利便性向上に資する施設や、平常時及び災害時の快適性・機能性向上に資する施設として、コインランドリーの設置等」と例示されておりますが、例示されている機能を提案する場合にも貴市との事前協議が必要となりますか。	提案施設の提案を予定する場合は、個別対話にて、提案施設の内容を提示し、本市の確認を得てください。 本市の可否判断に要する期間は、個別対話実施時から個別対話結果の公表までの期間を想定していますが、提案施設の内容に応じて、期間が変動する可能性はあります。 例示している機能を提案する場合でも上記の形で本市と事前協議を行ってください。
4	6	2	7							提案施設	「事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議を行う」とありますが、協議内容は全参加者に共有されなければ不公平と思われる一方、提案内容が他の参加者に知られてしまうことにもなりますが、協議内容の共有についてどうお考えですか。	個別対話での確認を想定しています。提案に関わる内容は原則公表しないものと考えています。
5	9	3	1		(3)					入札参加者の構成等	構成員の出資割合(最低限度基準)は小樽市共同企業体取扱要綱に準ずると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、設計業務を担当する企業などに関してはこの限りではなく、各構成員の担当業務の業務金額に応じた出資割合としてください。
6	14	5	2	3						資料の閲覧及び貸出し	要求水準書の閲覧資料については、要求水準書目次に記載がありますが、実施方針案の閲覧資料と同じ項目となっています。実施方針案で閲覧した資料と同じ内容であれば閲覧は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)にて、示した閲覧資料と内容の相違はありません。 資料の閲覧は必須ではないため、事業者の判断によるものとします。
7	16	5	2	9	(6)					入札書類審査及び提案に係る書類の受付期間、場所及び方法	入札を辞退する者は、6月2日までに提出、それ以降の辞退は認めないとされていますが、入札書類の提出日まで辞退可能とするのが一般的と考えます。 建設コスト高騰の折、入札書類締切りの7月1日まで価格の検討が続くものと予想しており、万一、予定価格の範囲に収まらないことが明確になればその時点で辞退することも想定せざるを得ないため、辞退の期限を設定しないこととしていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、辞退届の提出期限を令和7年7月1日(火)午後5時まで延期します。入札説明書を修正します。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
8	17	5	3	3						入札保証金	入札説明書等に関する説明会において、入札保証金は免除すると説明がありましたが、入札説明書では必要な場合があると読めます。免除されるのであれば、その旨を記載していただけないでしょうか。	入札保証金については、「市契約規則第3条第2項第3号の規定により免除」とします。入札説明書を修正します。
9	19	5	4							入札予定価格	入札予定価格税込み9,167百万円に関し、小樽市新総合体育館ニュースレターvol.03では、本体工事から解体費までの内訳が公表されています。基本計画での内訳と比較すると解体費と備品費の変動が大きいようですが、その理由と内容をご教示ください。	要求水準書に規定する内容や最新の調査等に基づき、見直しを行っています。具体の理由や内容はお示ししません。
10	24	8	4							契約保証金	入札説明書等に関する説明会において、契約保証金は免除すると説明がありました。免除されるのであれば、第4節に免除と記載し明確にいただけないでしょうか。	契約保証金については、「設計施工一括請負契約約款(案)第4条第1項ただし書きの規定により免除」とします。入札説明書を修正します。
11	25	8	5	4						年度末出来高払金	入札説明書等に関する説明会において、年度末出来高払金は予定出来高に達した場合のみと説明がありました。万一年度末に予定出来高に達しない場合、年度を超えて予定出来高に達した時に請求できると理解してよろしいでしょうか。また、その場合、次年度の前払金の取扱いについてご教示ください。	年度末出来高払金は実際の出来高に応じて支払います。また、出来高不足額(出来高予定額-出来高相当分)は、次年度予定出来高に達したときに部分払として請求できます。なお、次年度の前払金については、前年度に設定した出来高予定額に達するまで支払うことができません。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			7	1	6							遵守すべき法制度等	関係法令を遵守するにあたり、関係行政機関と事前の協議を行ってもよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	○			7	1	6							遵守すべき法制度等	敷地内で開発行為に該当する切土、盛土が発生する場合、計画施設が都市計画法第29条関連にあげる「駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行うもの」に該当する施設と考え、開発行為に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条第1項第3号に規定する開発許可を要しない政令で定める公益上必要な建築物の内、都市計画法施行令第21条第3号に規定されている都市公園法第2条第2項の公園施設である建築物は、開発許可の適用除外としています。ただし、詳細については、設計段階において、本市都市計画課宅地グループに確認を行ってください。
3	○			9	1	7	1						立地条件	市道初音橋線について、行政と協議の上「小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例」に基づいた範囲内で縦断勾配を変更してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、実施の際の技術基準などについては、道路管理者である本市維持課との調整が必要となります。また、工事を行う際には、本市用地管理課に承認申請が必要になります。
4	○			9	1	7	1						立地条件	「第1種中高層住居専用地域内に位置することから、新総合体育館の整備に当たっては、建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による特例許可が必要」とありますが、特に提案施設については、入札説明書P6にて「事前に（提案書の提出前に）提案内容について本市関係課等と協議を行う」とあることから、事前協議時点にて特例許可が出る見込みはたつものと考えてよろしいでしょうか。	提案施設の用途・規模等により、特例許可の対象とならない可能性があります。提案書の提出前に、事業者にて事前協議により確認してください。なお、事前協議時点で特例許可が出ることを保証するものではありません。
5	○			12	2	1	1	(1)			b		全体配置	事業予定地北側、市道初音橋線から既存体育館西側につながる敷地内車道があります。この車道を廃止してよろしいでしょうか。または、既存体育館運用時まで機能を維持し、解体工事開始時期以降、廃止が可能かご教示ください。	車道の廃止の可否、時期を含めて、現在担当課と協議中です。協議が整い次第、速やかに公表します。
6	○			16	2	1	3						表2-2	災害時の電源確保が必要な室や範囲は示されておりますが、用途は照明・コンセントとありこれだけでは必要容量が読み取れません。容量の目安をお示しいただけますでしょうか。または設置される照明器具とコンセントを全て通常状態と同じように使用できる前提でしょうか？	事業者の提案によるものとします。ただし、全て通常状態と同じように使用する前提ではありません。
7	○			21	2	1	5	(2)	ケ		f		個別音響設備	持込大型映像設備の参考サイズ、電源容量をご教示ください。	プロスポーツ大会の開催等を想定しておりますが、サイズや容量等の具体の想定はありません。事業者の提案によるものとします。
8	○			22	2	1	5	(2)	ソ				その他	市にて設置する防災無線について大きさなどの確認を行いたいため参考図を提供ください。	参考図はありませんが、現総合体育館事務室に設置されているもので、58mm(W)×35mm(D)×149mm(H)のハンディタイプです。
9	○			26	2	1	6	(2)～(5)						上水道、下水道、電力、ガスのインフラについて、貴市、北海道電力、供給事業者への確認を行う事となっておりますが、提案前の事前協議・問い合わせを実施することは可能でしょうか。	可能です。
10	○			27	2	2	1	(1)	ア		g		体育館	「照明は、各種競技の公式試合に対応する照度を確保するとともに～」とありますが、開催大会等により基準が大きく異なるため、照度等の基準もしくは各競技で想定される最も大規模な大会等をご提示いただけないでしょうか。	本施設の各諸室に求める照度等の基準は「資料7 電気・機械要求性能表」をご確認ください。なお、各競技の照度基準は国スボ施設基準相当を想定しています。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
11	○			29	2	2	1	(1)	イ		m		メインアリーナ	「式典等の対応として様々なサイズに組み換えが可能な移動式ステージ(10m×5m程度、備品対応)を別途設置する。」とありますが、スペース等に配慮した上で、本事業とは別途で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	「資料8 本市が別途調達予定の備品等リスト(参考)」に示すとおり、本市が別途調達予定です。
12	○			33	2	2	1	(1)	キ		e		トレーニング室	「各種トレーニング機器を設置できるよう、想定する利用人数に応じた十分なスペースを確保すること。」とありますが、想定利用人員の想定をご提示いただけないでしょうか。	「資料8 本市が別途調達予定の備品等リスト(参考)」に示す機器等で想定される利用人数を想定ください。
13	○			34	2	2	1	(1)	ケ		c		更衣室	「適切な数のシャワー室、洗面台、ロッカーを配置すること。」とあります。適切な数とは、資料5「必要諸室リスト(参考)」を目安に、収容可能な範囲で最大限の台数を確保する等、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○			36	2	2	1	(2)	イ	(ア)	c		水泳用プール	競技のタイムを計測する設備については、設置するものと考えてよろしいでしょうか。設置する場合は工事区分をお教えてください。	自動計測装置のような機器については、事業者が設置する必要はありません。
15	○			40	2	2	1	(3)	ウ		e		市民交流スペース	「具体的な設置場所は提案を踏まえて設計段階で本市と協議し、決定すること。」とありますが、「具体的な設置場所」とは市民交流スペースそのものではなく、「給排水、給湯、ガス」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	○			41	2	2	1	(3)	キ		i		その他	「転落防止のため、窓枠に柵を設置すること。」とありますが、足がかりがなく、窓下端がFLより1.1m以上の高さを確保している、もしくは開閉機構のないFIX窓であれば不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	○			41	2	2	1	(4)	ア	(ア)	a		駐車場	「駐車場は～(中略)～外灯(自動点滅及び時間点滅が可能なもの)を適切に配置すること。」とありますが、「適切」とはJISに示される照度5～10lx程度を確保することと考えてよろしいでしょうか。	「資料7 電気・機械要求性能表」の規定のとおり、10lx以上を確保してください。
18	○			43 ～ 44	2	2	1	(4)	イ	(オ)	c		植栽	「小樽公園運動場西側サイクリングロード両側にある桜の木は、樹木医による診断を行い、別の公園敷地内に移植(本市と協議)すること。」とありますが、以下をご教示ください。 ・樹木医の診断は本事業の範囲内であり、かかる費用は事業費に含むものと考えてよろしいでしょうか。 ・樹木医の判断の結果、移植が判断されたもの全てについて、本事業の範囲内で移植するものと考えてよろしいでしょうか。 ・移植にかかる樹木配置等は別途、貴市にて検討し、指示をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	樹木医の診断は本事業の範囲内であり、かかる費用は事業費に含みます。 樹木医の判断の結果、移植が判断されたもののうち、移植の対象とするものは本市と協議の上、決定しますが、全て移植するものと想定してください。 移植にかかる樹木配置等は、本市が担当と協議の上、決定します。
19	○			44	2	2	2	(4)	イ	(キ)			仮設駐車場	本施設の工事着工前に仮設駐車場の整備工事を行う場合、仮設駐車場の整備工事を代表企業の配置予定技術者のみで行ってよろしいでしょうか。	仮設駐車場については、本施設(屋外施設)に該当しますが、事業予定地外であるため、代表企業の配置技術者のみで対応することを可能とします。
20	○			45	2	2	1	(4)	イ	(キ)	c	(f)	仮設駐車場	「グラウンド内にある既存の屋外トイレ(鉄筋コンクリート造、平屋建)は、原則として残置すること。ただし、工事に支障となる場合は、対応を本市と協議すること。」とありますが、協議の結果支障となる場合には、撤去費及び同規模の施設設置を本事業内で見込む必要があると考えてよろしいでしょうか。	原則、お見込みのとおりです。具体の対応は協議によるものとします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
21	○			45	2	2	1	(4)	イ	(ク)	a		その他	「敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。」とありますが、降雨強度の条件をご提示いただけませんか。	「都市計画法に基づく開発行為の手引き(小樽市)」に基づき設定してください。
22	○			46	2	3	1						業務の対象範囲	「設計業務は、本施設を対象とし、」とありますが、解体が予定されている既存体育館施設の解体設計は不要と考えてよろしいでしょうか。	既存体育館の解体工事に伴い必要となる解体設計等は本事業に含まれます。
23	○			46	2	3	1				f		業務の対象範囲	「事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)最新版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。」とあります。「最新版」とは参加表明書及び資格審査書類の受付締切である令和7年5月9日時点のものと考えてよろしいでしょうか。また発行年度に記載のない基準も同様と考えてよろしいでしょうか。	「最新版」とは提案書提出時点(令和7年7月1日)になりますが、事業実施段階においては設計業務時点の最新の基準等を指します。
24	○			49	2	3	7						設計意図伝達業務	設計意図伝達業務について、設計・工事監理業務を実施する者(監理技術者)が同一の場合には不要と考えてよろしいでしょうか。	設計者と工事監理者が同一の場合は、設計意図伝達業務は不要ですが、建設又は維持管理・運営を行う事業者への伝達業務は必要になります。
25	○			53	3	3	3	(3)			c		着工前書類の提出	工事期間が長期にわたるため配置技術者の受注者都合による変更は可能でしょうか。	受注者の都合により配置技術者を変更する場合は、合理的な理由が必要です。また、合理的な理由がある場合でも、交替前後における技術者の技術力が同等以上に確保されることが前提となります。
26		資料2		2									事業予定地位置図	位置図に示されている事業予定地北側、既存体育館西側の部分について、事業予定地境界や、敷地高さがわかる資料およびCADデータがありましたらご提供ください。	事業予定地境界や高さがわかる資料については、公表済みの閲覧資料3以外のものではありません。
27			○										事業予定地現況測量図	閲覧資料3にある「メッシュ図(駐車場予定地)」についてCADデータがありましたら提供ください。	CADデータがありますので、閲覧資料7として追加します。
28			○										既存施設図面	計画敷地及び仮設駐車場との取り合いを検討するにあたり、既存体育館周囲の測量図または計画高さのわかる外構図がありましたらご提供ください。	既存体育館周囲の測量図または計画高さのわかる外構図等は、公表済みの閲覧資料3以外のものではありません。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	様式集及び作成 要領							提出書類の作成に際して文字の大きさ等の指定はございますか。	指定はありませんが、視認しやすい文字の大きさ等としてください。
2	様式集及び作成 要領	1.					入札 資格審査	2. 入札参加資格審査に関する提出書類の中に共同企業体協定書の写しの記載がございますが、共同企業体協定書は自社の書式でよろしいでしょうか。	「1. 入札参加資格審査に係る提出書類の構成」では、様式の指定はなしとしていましたが、新たに「小樽市新総合体育館整備事業共同企業体協定書」を様式(様式2-9)として追加します。様式集及び作成要領を修正します。
3	会社概要書	なし	I				入札参加資格審査に関する提出書類	記載内容はどのような項目が必要でしょうか。 ・所在地 ・商号 ・創業又は法人設立 ・資本金 ・従業員数 ・許可等を想定しています。別途必要項目等ございましたらご指示願います。	記載の内容で結構です。
4	納税証明書その 3の3	なし	I				入札参加資格審査に関する提出書類	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額のない証明用でよろしいでしょうか。また、小樽市内に本店を有する者は別途、市税の滞納がない証明書は必要でしょうか。ご指示願います。	納税証明書その3の3は、国税(法人税及び消費税)の分を想定していましたが、令和7年度本市の設計等又は建設工事等指名競争入札参加資格者の名簿登録の際に当該書類を確認しますので、本申請時には添付を不要とします。様式集及び作成要領並びに入札説明書(第9章提出書類 1.入札参加資格審査)を修正します。
5	入札価格内訳書	A-4						入札説明書等に関する説明会において、入札金額は下段の設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価の範囲内とするよう説明がありました。入札金額が予定価格以内でもサービスの対価が予定価格超過の場合、失格となるでしょうか。	「1. 設計業務」から「5. その他の費用」までを合計した金額が入札金額となります。「設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価※1」欄は削除することとし、入札価格内訳書様式A-4を修正します。
6	見積書(内訳書)	G-1	VI				建設業務費	入札説明書P.6には「提案施設の整備にかかる費用負担は、すべて本市とする」とありますが、入札価格内訳書に 3. 建設業務費 (10) 提案施設の項目があります。提案施設は市が負担するのに内訳書に提案施設の費用を記載する必要があるのでしょうか。	「提案施設」は、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案される施設であり、サービス対価として本市が必要な費用を負担します。そのため、入札価格に含め、提案するものとなります。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	8	2			ZEB認証に係る事項	「認証取得を予定するZEBの種類に応じて以下のとおり得点を付与する」とありますが、提案書に記載したZEBの種類は「予定」ではなく必須と捉えることが妥当との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案書に記載する内容は、入札価格内で事業者が実施する内容としてください。

設計施工一括請負契約書(案)、設計施工一括請負契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	契約書					3		履行期間	事業期間の終期は、入札説明書にある通り令和12年3月31日ですが、下段の「うち工事工期」とは、新築工事の工期のみを指すのでしょうか。その場合、解体工事について追記が必要でしょうか。また、契約時点では着工時期を確定できないと考えられますので、「工事期間」を「予定工事期間」と変更してよろしいでしょうか。	(前段)解体工事も含めます。 (後段)原案どおりとします。契約書に規定する着工時期は提案時に規定した着工日とします。
2	契約書					5		契約の保証	入札説明書等に関する説明会において、契約保証金は免除すると説明がありました。免除されるのであれば、設計施工一括請負契約約款(案)第4条を削除していただけないでしょうか。 (契約書に「8 その他」を追加して、約款第4条削除と記載)	契約保証金については、「設計施工一括請負契約約款(案)第4条第1項ただし書きの規定により免除」とします。入札説明書を修正します。
3	設計施工一括請負契約約款(案)	1	1		1	2		総則	建設事業者の業務範囲は「施設整備業務及びこれに付随または関連する一切の業務」とされていますが「関連する一切の業務」では範囲が広すぎて不明確と考えます。別紙1の用語の定義において「施設整備事業」の範囲が定められていますので「この契約に定める施設整備事業を行う」などと表現を変更していただけないでしょうか。	関連する業務も業務範囲として考えていますので、原案のとおりとします。
4	設計施工一括請負契約約款(案)	2	1		5	2		業務責任者	「施設整備事業について、各業務責任者を配置」とありますが、設計業務、建設業務、工事監理業務ということでしょうか。それぞれの業務責任者は要求水準書に定める管理技術者、現場代理人、工事監理者と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	設計施工一括請負契約約款(案)	7	3		14			設計に関する第三者の使用	「建設事業者は、設計業務を構成員に委託するほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、設計業務の一部を構成員以外の第三者に委託することができる。」とありますが、共同企業体を構成する企業(設計事務所等)が第三者に設計の一部を委託することは可能でしょうか。	可能です。
6	設計施工一括請負契約約款(案)	8	4	1	16	4		本施設等の建設	「建設事業者は、各工事開始予定日(別紙2に記載)」とありますが、別紙2には解体工事の工期の記載はありますが、建設工事の工事開始予定日の記載はありません。(別紙2に記載)を削除して単に工事開始予定日としてはいかがでしょうか。	「別紙2に記載」を削除します。設計施工一括請負契約約款(案)を修正します。
7	設計施工一括請負契約約款(案)	11	4		22			工事監理者の設置	「建設事業者は、工事監理業務を構成員に委託するほか、市の承諾を受けた場合に限り、工事監理業務の一部を構成員以外の第三者に委託することができる。」とありますが、共同企業体を構成する企業(設計事務所等)が第三者に工事監理の一部を委託することは可能でしょうか。	可能です。

No	契約書	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
8	設計施工一括請負契約約款(案)	15	4	4	32	4		損害等の発生	「建設事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市が負担する。」とありますが、「適当ではないと認め」る部分については、協議によって決定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	設計施工一括請負契約約款(案)	24	6	2	49			公共工事履行保証証券による保証の請求	契約保証金が免除されるのであれば第49条は不要となるため、削除していただけないでしょうか。 (契約書に「8 その他」を追加して、約款第49条削除と記載)	原案のとおりとします。
10	設計施工一括請負契約約款(案)	25	6	2	50		(1)	市の催告による解除権	「第6条第4項に規定する書類」とありますが、第4項には書類についての記載がありません。	「第6条第5項に規定する書類」が正となります。設計施工一括請負契約約款(案)を修正します。
11	設計施工一括請負契約約款(案)	25	6	2	50		(4)	市の催告による解除権	「第19条第1項第2号に掲げる者」とありますが、主任技術者又は監理技術者のみが対象でしょうか。	お見込みのとおりです。
12	設計施工一括請負契約約款(案)	27	6	2	53				契約保証金が免除されるのであれば第53条は不要となるため、削除していただけないでしょうか。 (契約書に「8 その他」を追加して、約款第53条削除と記載)	原案のとおりとします。

設計施工一括請負契約書(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	5	43	2	(1)		支払時期	基本設計、実施設計完了払いの時期が令和8年6月と12月に設定されておりますが、あくまで支払計画としての例示であり、本文にある「設計業務完了払いについては、検査に合格したときに、支払いを請求することができる」が優先されると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案する事業スケジュールに合わせ、支払時期を設定するものとします。